

請 願 文 書 表

受付番号	第6号
受付年月日	令和4年5月18日
件名	女性や児童の不利益を無くす旧姓の通称使用の拡充を求める意見書提出についての請願書
請願者	三田市 XXXXXXXXXX 男女共同参画を考える市民の会 見野 裕重
要旨	<p><請願の趣旨></p> <p>多様化する社会変化に対応するため、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書を貴議会として提出をお願いします。</p> <p><請願理由></p> <p>夫婦の姓の在り方については、令和2年12月の政府の「第5次男女共同参画基本計画」の策定にあたって議論となり、結論は、「戸籍制度と一体となった夫婦同氏制度の歴史を踏まえ、また家族の一体感、子供への影響や最善の利益を考える視点も十分に考慮する」とされ、また「婚姻により改姓した人が不便さや不利益を感じることはないよう、引き続き旧姓の通称使用の拡大やその周知に取り組む」と明記されました。</p> <p>現在、婚姻に際して女性が姓を改める例が圧倒的多数です。旧姓使用範囲を拡大する法整備を進め、女性の社会進出に伴う不都合を解消し、旧姓を使用しやすい環境作りを促進する事が必用です。</p> <p>また、昨今、外国人児童生徒だけでなく、里親家庭で生活する児童生徒、保護者が離婚・婚姻した児童生徒等、成育歴や家庭構成、家庭生活状況等から、本名とは違う通称で学校生活を送る児童生徒が少なからず存在しているなど、日常生活の多くの場面で通称使用の拡大を求める声もあります。</p> <p>通称使用の児童生徒が卒業証書も通称使用希望した場合の取り扱いについて文科省は、「児童生徒や里親、保護者等の移行を十分に確認の上で、卒業証書や卒業証明書に通称を記載していることを証明する文書を発行すること」等、第三者に対する卒業の証明に当たり、当該生徒に不利益を生じさせないための具体的な方策を例示しています。しかしながら一部の公立学校においては卒業証書への通称使用は認められていません。学校生活で通称を使用し、先生や友人から親しまれた通称氏名を卒業する段になって否定されているなど、生徒の人格と人権を否定しかねない事態が起きています。</p> <p><請願事項></p> <p>第5次男女共同参画基本計画で定められたように、家族の一体感、子供への影響を考慮し、夫婦・親子同氏制度を維持しつつ、旧姓の通称使用の更なる拡充をはかり、社会生活上の不利益を解消するため、環境を整備されるよう要望する意見書の提出をお願いします。</p>
紹介議員	福田 秀章
付託委員会	福祉教育常任委員会